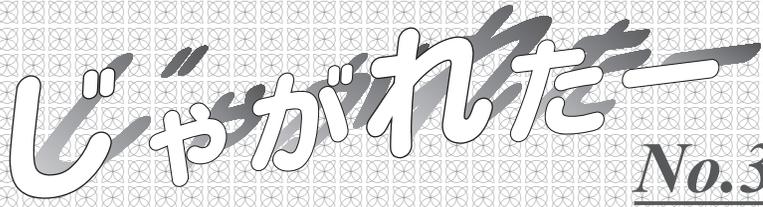


成年後見ニュース  No.31	発行日 平成30年 9月30日 発行 一般社団法人 日本成年後見法学会 発行人 理事長 新井 誠 編集 広報委員会 [委員長] 富永 忠祐 [委員] 岩井 英典 大野 知行 大輪 典子 小嶋 珠実 佐藤 米生 長谷川 秀夫 星野 美子
	(じゃがれたーは、日本成年後見法学会 (Japan Adult Guardianship Law Association) (=略称 JAGA) が編集・発行するニュースレターです。

巻頭言

第5回世界成年後見大会開催に向けて

第5回世界成年後見大会組織委員会学術委員

韓国成年後見学会会長、仁荷大学法学専門大学院教授 朴 仁煥

10月23日から26日までソウル龍山ドラゴン City で第5回世界成年後見大会 (World Congress on Adult Guardianship, WCAG) が開かれる。

周知のとおり、世界成年後見大会の始まりは、日本成年後見法学会の主導の下で開かれた2010年の横浜大会である。横浜での第1回大会以来、同大会は、隔年ごとに開催され、第2回は2012年メルボルン、第3回は2014年ワシントン、第4回は2016年ベルリンで、4つの大陸を巡って開催された。第5回目で再びアジアに戻り韓国で開催される。8年間で参加国と参加者は毎回増えてきて、第4回大会では33か国500人近い専門家が集まるに至った。報告内容も成年後見や障害者のあらゆる問題にわたり、豊富かつ充実した内容で、同大会は、成年後見に関する世界的フォーラムとして定着したといえる。

振り返ってみると、第1回大会の成果としてまとめられた横浜宣言は、国連障害者権利条約 (Convention on the Rights of Persons with Disabilities, CRPD) の趣旨に従って成年後見の理念と役割を明らかにし、全世界に成年後見制度と活動、障害者の権利擁護活動のあるべき姿を提示し、今でも指導的機能を発揮している。その延長線上の第2回大会では、CRPDの履行に向けた成年後見活動の成果と課題について議論を深め、第3回大会では、成年後見における Good

Practice に関する経験が共有され、第4回大会では、成年後見制度の改革と横浜宣言をさらに発展させたベルリン宣言が採択された。

その目覚ましい展開を受けて開催されるソウル大会は、『Living Together with Persons with Cognitive Impairments in the Communities. (意思決定能力障害者の社会統合)』という大主題の下で全世界から約140余りの報告が予定されている。各報告主題は、CRPDと成年後見制度の改革、後見活動における Good Practice、**高齢認知障害者の虐待と権利擁護**、意思決定能力の評価、事前代理権や信託など後見代替制度、意思決定支援に関する制度と活動、裁判所の実務や後見監督、**高齢認知障害者**、**発達自閉障害者**、**精神障害者**など障害類型別の社会統合の課題、法的能力と自律性確保の課題など20以上の分科会がある。なお、26日は本会議とは別枠でアジア各国 (韓日中) の後見制度と活動の報告とそれに対する世界各国の参加者からの意見聴取などで構成されるワークショップが企画されている。

今大会において、意思決定支援や権利擁護に関して新たに整理され、より具体的な指針は、ソウル宣言としてまとめられる予定である。世界的な成年後見の発展を共有する今回の大会で多くの日本成年後見法学会の方々とお会いすることを願ってやまない。

第15回学術大会

※肩書きは学術大会当時

基調報告

◇成年後見制度利用促進基本計画について

——「内閣府の2年間」を踏まえて——

**須田俊孝（厚生労働省社会・擁護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室長、大臣官房参事官）**

須田氏は、成年後見制度の利用の促進に関する事務が、本年4月1日より厚生労働省に移管されたことを受けて（なお、欠格条項見直し法案については引き続き内閣府が担当）、成年後見制度利用促進基本計画（以下、「基本計画」という）の策定等についての内閣府における取組み、中核機関の役割や機能、自治体や専門職あるいは裁判所への期待等について述べられた。

基本計画のポイントやその考え方・施策の目標についての説明があったのち、内閣府が成年後見制度利用促進法を担当したことにより、法務省・厚生労働省・最高裁判所と緊密に連携しながら基本計画が策定できたこと、188もの関連法律の改正を伴う欠格条項見直し法案の作成には大変な注力を要したことに言及された。

講演の中心は、3月に作成された『地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き』を引用しながらの、中核機関に関する話題であった。中核機関は、①支援方針の検討、②成年後見制度利用と候補者の検討、③利用開始後のモニタリング・バックアップ、という3段階それぞれにおいて、地域の関係者や相談機関、専門職や裁判所を繋ぎながら専門的判断を行っていくことが期待されており、それぞれの局面において生じる「目詰まり」を解消していくためには、法律・福祉の専門知識はもちろん専門職に協力を得るノウハウ等を蓄積しながら、「我が事・丸ごと」という地域力強化を実現すべきであるという。また、各市町村がその責任で中核機関を設置する

こと、厚生労働省としても地方交付税措置を行っていることなど予算措置についても言及された。

◇地域連携ネットワークのあるべき姿

周作彩（流通経済大学教授）

周氏は、今後の中核機関や司法機関に次のような役割が求められることになることと説いた。すなわち、中核機関は、中立性・効率性を担保しながら長期的に利用促進を図る必要があり、市民後見や法人後見など一方の事業に偏ることなく、裁判所や市町村福祉部局と連携しながら適切に個人情報や市町村福祉計画や新オレンジプランとの調整も図っていかねばならない。そして、これらの役割を着実に果たそうとするなら、中核機関は原則として市町村直営で組成するべきであり、仮に委託する場合であっても、司令塔機能については市町村に残すべきだという。

一方、司法機関は、福祉の専門機関ではなく、行政に対して中立的でなければならぬわけであるが、今後は中核機関や福祉機関との連携がより重要性を増すため、自ら積極的に関与する姿勢を示してもらって、後見人等の選任段階・監督段階のいずれにおいても市町村や中核機関と柔軟に意思疎通ができる体制確保の必要性を指摘された。

◇日常生活における意思決定とその支援

名川勝（筑波大学講師、特定非営利活動法人PAC ガーディアンズ理事長・一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク代表理事）

名川氏は、まず、「日常生活における意思決定」と「法律上・医療上の重大な意思決定」とは分けて考えた方が良いという。前者には、「法律行為とは限らない、重大な医療上の判断を含まない、即ち時間的制約が少ない」という特徴があるのに対して、後者には、「今もしくは近々に決めなければならない場合が多く、法的な責任の帰属が問われ、決定の効果がはっきり表れ、一回的で修正ができない」という特徴があるため、それぞれを

別のスタンダードで考えるべきだと述べた。

意思決定においては、①expressed wish——本人の表出意思の受信ができ適用ができる場合、②best interpretation of will and preference——本人の表出意思（非意図的な表出の場合を含む）と他者の解釈に基づいて意思決定を行う場合、③objective best interest——客観的な本人利益を考慮して他者が代理して決定する場合、という3つの方法を順に適用してみることが重要であるという。そして、緊急性の高い意思決定（rescue model）は、案外他者の要請によって必要となる場合が多く、自ずと本人の意思確認や解釈のための情報収集に限界があるため、③が選択される場合もあるが、緊急性が低い場合（empowerment model）においては、意思決定の要請は本人に起因することが多いため、本人の意思をより表出しやすい環境をつくり、意思決定に関する本人の自己効力感を高めながら、自分で決めるプロセスの拡大を目指すことが大切である。更に、日常的な empowerment model の実践が rescue model 適用の場面に活かされるようなサイクルを生み出すことが重要であるとのことであった。

◇絶対的欠格条項の廃止と今後の課題

上山泰（新潟大学教授）

上山氏は、絶対的欠格条項には7つの問題点があったという。つまり、①権利擁護のために後見制度を利用すると逆に権利が制限されるという問題、②全ての資格に財産管理能力が要求されるわけではないという問題、③成年後見制度さえ利用しなければ（任意後見制度なら）資格が制限されないという不平等、④高齢に伴う能力の低下が著しい場合でも制限されないため資格能力の担保として機能していない点、⑤後見制度利用者は21万人程度に過ぎずスクリーニングとして機能していないこと、⑥審判段階で資格喪失の可能性をアナウンスしていない、⑦それゆえ成年後見制度の利用を敬遠させてきた、というのがそれである。

今般の改正法案は、従前の絶対的欠格条項を、個別の能力審査規定に置き換えていこうとするも

のであり、大変評価できるものであるが、仮にこの法案が成立したとしても、そもそも「何らかの障害があること」を条件として制限を加えること自体に妥当性があるのか、という検証は必要（「当該業務を適正に遂行することができない」という条件では駄目なのかという検証）は必要であり、運用によっては現在より厳しく制限される危険性や、間接差別が発生したりする可能性に注意を払わなければならない、そして、法制審議会における法定後見人制度と団体法理との整合性（取締役の後見人・保佐人の代理権の射程の問題）の議論を見守りつつ、民事訴訟の行為能力の問題点についても検討を行うべきであろうと指摘された。

◇認知症診療の現状

丸木雄一（社会福祉法人シナプス埼玉精神神経センター、さいたま市認知症疾患医療センター理事兼センター長）

丸木氏は、後期高齢者（75歳以上）の人口が前期高齢者（65歳から74歳）を上回り、これから対2015年比で後期高齢者の人口が4割増えることが予想され、認知症800万人時代とも言われる現在の状況下において、地域包括ケアシステムを実践する立場から講演された。

まず、認知症に関して、正常圧水頭症に起因するものなど「治る認知症」があること、アリセプトや抑肝散をはじめとする治療薬の開発があり、問題行動も治療できるようになっていること、薬物療法と非薬物療法（デイサービスの活用等）の双方を導入することが効果的であることが指摘された。また、欧米豪では、認知症患者に胃瘻をつくることは少なく、日本においても、食べられなくなった重度の認知症患者に対して「何もしない」ことがむしろ尊厳死であるという考え方が医者の間でも広がっているという。

認知症疾患医療センターは全国500箇所ぐらい存在し、そのネットワークづくりについて説明された。具体的には、さいたま市全体でかかりつけ医（もの忘れ相談医）との連携を図った結果、包括→かかりつけ医→医療センターへという流れが生まれており、市内27箇所の地域包括支援センタ

一と連絡協議会を20年以上開催し、相互に顔の見える関係が構築できており、ケアマネージャーとも在宅医療研究会を毎年2回開催し、ケアマネージャーが直接患者を連れてこられるようになったという。更に、行政との連携としては、介護保険施設職員に対する認知症実践者研修（1週間）や認知症初任者研修（1日半）などを行っていること、認知症初期集中支援チームを組成して医療介護の介入を拒否される困難ケースへも年間20件ほど対応されているとのことであった。

（司法書士 大野 知行）

パネルディスカッション

パネルディスカッションでは、成年後見制度利用促進基本計画の具体化をテーマとして、大貫正男氏（司法書士）がコーディネーターを務め、パネリストとして相原佳子氏（弁護士）、川口純一氏（司法書士）、基調報告をされた周作彩氏、高橋良太氏（全国社会福祉協議会地域福祉部長）および星野美子氏（社会福祉士）らが登壇された。

まず、パネリストらが所属されている各団体の取組みの実情・基本的な方針・果たすべき役割などについて、それぞれ発表がなされた。各団体には、当然その特性・専門性に応じた取組みや役割が期待される一方で、基本計画の具体化のためには各地域の実情に応じた働きかけが重要であり、地域の特性をきちんと把握しておくことの必要性・重要性等も述べられた。

次に、具体的な各論に移り、あらかじめ設定されたテーマに基づいて、テーマ別討論が行われた。

最初のテーマは、「中核機関として認められる体制とは」であり、各パネリストによる発言が行われたが、中核機関に求められる3つの機能（司令塔機能・事務局機能・進行管理機能）のうち、司令塔機能が重要となること、行政が責任をもって体制整備を行うことがポイントであるように感じた。

次のテーマへ移るところで、伊藤佳江氏（税理士）、角田光隆氏（神奈川大学教授）、そして急遽

特別に、「認知症診療の現状」について基調報告をされた丸木雄一氏による指定発言があった。

続いてのテーマは、「司法と福祉の連携の具体化」であった。司法と福祉の連携が有機的な連携となるためには、司法分野と福祉分野での個人情報の共有化が不可欠であることが、パネリストから共通して述べられたところであった。また、成年後見用の診断書の改訂作業が行われているが改訂後の診断書の内容も司法分野と福祉分野との連携に寄与するものとなること、行政側だけでなく裁判所側としても後見人を適切に支援・監督するためにはネットワークからの情報提供が必要となることなどの発言があった。

テーマ別討論の最後のテーマは、「地域連携ネットワークが目指すべきもの」であった。ここでは、各パネリストから地域連携ネットワークが目指すものについてのほか、そのために各パネリストが所属する団体の立場からどうやって働きかけるかについて発言がなされた。目指すべきは、成年後見制度を必要とする人が、いつでもどこでも成年後見制度を利用できるような社会であり、そのための地域連携ネットワークづくりであり、それぞれの専門性を活かし、また、地域の実情に沿った働きかけを行っていくことで役割を果たしていこうというメッセージが、パネリストから送られたように思えた。

テーマ別討論終了後に、基調報告をされた須田俊孝氏より講評が行われ、まとめとして、新井誠氏（中央大学教授）より本日のパネルディスカッションの感想が述べられた。

最後に大貫氏より、会場である神奈川大学、パネリスト、参加者への感謝の辞が述べられ、それぞれの地で地域連携ネットワークづくりに尽くしていただきたいとの挨拶があり、閉会となった。

それぞれのパネリストが所属する団体の視点での討論がなされたことから、基本計画の具体化に向けてのイメージがより明瞭になり、大変有意義なパネルディスカッションであった。

（司法書士 田代 政和）

第15回総会報告

平成30年6月2日(土)13時10分より、神奈川大学3号館305講堂にて、日本成年後見法学会第15回総会が開催されたので概要を報告する。

開会宣言の後、本学会規約12条により議長を、新井誠理事長が務めることが告知された。

◇議案第1号 平成29年度事業報告の件

赤沼康弘副理事長が事前配布された議事資料に基づき平成29年度に実施された事業について説明を行った。

成年後見制度利用促進基本計画への対応として、学会としてシンポジウムを開催し、それをきっかけに地域連携ネットワーク研究委員会が設置されたことが報告された。そして、従来、成年後見制度に求められてきた補充性の原則と成年後見制度利用促進の兼ね合いの整備が今後の課題であることが提起された。

その他に、判例研究委員会などの委員会の活動内容について報告があり、その後拍手をもって、平成29年度事業報告について承認された。

◇議案第2号 平成29年度決算報告の件

伊藤佳江財務委員長が、前記議事資料に基づき平成29年度の決算報告を行った。

会費収入については、予算を上回る収入があったこと、正味財産が昨年より増えていることが報告された。一方で、事業支出も増えているが、トラスト未来フォーラムの助成により国際シンポジウムが開催できたことが報告された。最後に、会員等からの寄付に対する感謝が述べられた。

続いて、武藤進監査役から監査報告があり、その後、拍手により、平成29年度決算が承認された。

◇議案第3号 平成30年度事業計画決定の件

池田恵利子副理事長が、前記議事資料に基づき平成30年度事業計画案の説明を行った。

まず、平成31年5月に第16回学術大会が札幌で開催される予定であることが説明された。次に、地域連携ネットワーク構築に向けた制度の在り方

の研究・調査のために、引き続き地域連携ネットワーク研究委員会の継続設置やシンポジウムの企画が説明された。その他に各委員会の活動計画や学会誌発行の予定も示された。

その後、会場から、地域連携ネットワークを検討する中で、地域の様々な団体との連携を模索すると思われるが、そこで、認知症あるいは障害当事者等からの意見を反映して欲しい旨の発言があった。この意見を受けたのち、拍手をもって平成30年度事業計画案が承認された。

◇議案第4号 平成30年度予算決定の件

伊藤財務委員長が、議事資料に基づき、平成30年度予算案の説明を行った。平成30年秋には韓国で第5回世界成年後見大会が予定され、それに関係した国際シンポジウムの開催等も計画されており、国際交流活動費の増加等が説明された。以上について、質問はなく、拍手をもって承認された。

すべての議案について、議案通り議決され、その後、赤沼副理事長から委員会委員の選任について報告を行った。

そして、最後に、議長である新井理事長より、今後の学会の方針などの説明があった。

まず、学会の方針について、成年後見制度利用促進基本計画が2年目に入り、本学会としても、中核機関の創設などについてスムーズに計画が実現していくように、とりわけ理論的な側面からサポートしていきたいと考えており、一番大きな目標としたい旨の発言があった。さらに、スペシャル・ニーズ・トラストについても、既に学会としてシンポジウムも行ったが、さらに研究を深めなければいけないと思っている旨の発言があった。その他に、次回の学術大会や世界成年後見大会に関する告知の後に総会が終了した。

(社会福祉士 小嶋 珠実)

地域における権利擁護の 相談支援体制整備を進めるために

平成29年3月に閣議決定された「成年後見制度利用促進基本計画」を踏まえて、地域で体制整備を行うための調査研究事業として、「厚生労働省平成29年度老人保健健康増進等事業」を日本社会福祉士会が受託し、事務局として平成30年3月に『地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き』（以下、「手引き」という）をとりまとめることができた。

この事業で行われた実態調査は、成年後見制度利用促進策の強化が必要な場面に関する実態調査（11機関）、平成29年度「成年後見制度利用促進のための相談機関や地域ネットワークの構築などの体制整備」事業実施都道府県への調査（3県、3市）、中核機関の立ち上げに関するフォーカスグループインタビュー調査（4機関）を行い、先進的に取り組む自治体や機関の実情と課題をベースに委員会（本委員会、ワーキング委員会）で協議を重ね、「手引き」を作成した。

委員会には専門職団体、医療機関、当事者団体、行政機関、センターを運営している社会福祉協議会などから派遣された委員が参画し、国（内閣府、法務省、厚生労働省、最高裁判所）がオブザーバーとして参加し、本委員会委員長は新井誠日本成年後見法学会理事長が担った。

手引きには「中核機関の役割と支援の流れ、各主体に期待される役割（フロー図）」が掲載されているが、この手引きの中核は、まさしくこのフロー図をいかに各地域で実践に向けて取り組むための体制が整備されるか、ということの解説である。このフロー図には、3つの「検討・専門的判断」の場面が整理されている。

①「権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断」（支援方針検討）

権利擁護支援を必要とする人は、後見制度の利用者だけではない。後見制度は権利擁護のひとつのツールではあるが、万能ではない。他の制度や

相談機関との連携や情報共有が求められており、利用者に対してもこれまで以上に利用者主体の制度としての説明や周知が求められる。

②「本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断」（候補者の推薦段階）

成年後見制度が必要である人に届く仕組みである。行政や支援機関、家庭裁判所で担当者が代わっても変わらない運用となるための仕組みづくりが必要である。受任者調整も、受任者や関係機関や家族らの要望に沿うのではなく、声なき声を発する本人の利益に資する後見人が選任される仕組みが大切で、そのことを家庭裁判所と共有する仕組みである。

③「モニタリング・バックアップの検討・専門的判断」（後見人等への支援段階）

これまでは後見制度に繋がればそれでお任せ、となっていなかったか。よほどのことがなければ後見人は交代しない。財産だけではなく生活まで管理された、という悲痛な叫び。このようなことはあってはならない。他の福祉サービスと同様、人の生活を支え、権利を護る制度であれば、定期的、客観的なモニタリングの仕組みがつくられなければならない。家庭裁判所が本人の立場や視点に立って、後見人の選任のあり方や定期報告のあり方を見直す姿勢に変わってきていることは大きな前進である。

全国どこに住んでいても権利擁護の仕組みが担保され、その人らしい生活が護られることが重要で、その仕組みづくりのためにこの手引きが活用されることを心から願っている。

（公益社団法人日本社会福祉士会理事
星野 美子）

「リーガルサポート第6回研究大会」の報告

平成30年6月17日(日)、愛知県名古屋市中区にあるANAクラウンプラザホテルグランコート名古屋において、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート（以下、「リーガルサポート」という）主催第6回研究大会が開催された。リーガルサポートの研究大会は、基本的に分科会形式であり、参加者は自己の選択で各分科会に参加する。今年度の研究大会も下記のとおり3つの分科会が設けられた。なお、第1分科会及び第2分科会の発表者はすべてリーガルサポート会員であったが、第3分科会は、リーガルサポート会員に加え大学教授、金融機関の研究員、弁護士、社会福祉士が登壇した。

◇第1分科会「保佐・補助制度の活用に向けて」

本分科会は、発表が5つに分けられ、それぞれ①「成年後見制度の理解」、②「受任者・当事者からみる課題」、③「諸外国の後見制度とその動向」、④「意思決定支援の側面から保佐・補助制度を考える」、⑤「保佐・補助制度の活用に向けての提言」と題された。我が国の成年後見制度において、後見類型の利用に偏っている現状を鑑み、かつ国連の障害者権利条約の基本的な考え方にある自己決定支援とは異なるいわゆる代行決定偏重に対する批判についても視野に入れながら、保佐・補助制度の活用について上記①から④の観点から検討がされ、最後にまとめとして提言がされた。

◇第2分科会「成年後見制度利用促進基本計画に対するリーガルサポートの対応」

本分科会は3部構成で行われた。第1部では、成年後見制度利用促進法と成年後見制度利用促進基本計画について基本講義がされた。同制度の利用促進に向けて、国が定める基本計画とその具体的な作業を進める上で、国や県、市区町村、家庭裁判所、専門職団体等の役割の整理と地域連携ネットワーク及び中核機関の整備について、それぞれの仕組みの理解と周知の重要性等が語られた。

第2部では、事例報告として、埼玉県志木市、大阪市、愛知県での具体的な取組みが発表された。

第3部では、第1部・第2部の講演者、報告者を交えたパネルディスカッションが行われ、現場でのマンパワー不足等課題点が上げられた。

◇第3分科会「認知症の人にやさしい金融機関のあり方について～認知症の人の地域生活を支えるための意思決定サポート～」

本分科会は、基調報告とパネルディスカッションの2部構成で行われた。

報告1では、みずほ情報総研の小松紗代子氏から、地域で生活する高齢者の支援に向け、金融機関が果たすべき役割について報告がされた。

報告2では、京都府立医科大学成本迅教授から「認知症の人の地域生活を支えるための能力評価と意思決定サポート」と題する講義がされた。医療同意のための能力評価と意思決定支援のプロセスが、本人の意思決定の能力を高める結果となったという報告と、医療行為についての能力評価と意思決定支援の研究を進めていくことによって、日常生活の場面でも意思決定支援の考え方が応用され、認知症高齢者が住み慣れた地域で生活していくためのシステムを創生することに繋がったという報告がされた。

報告3では、小賀野晶一中央大学教授から「地域生活の支援の考え方と民法の課題」と題する講義がされた。民法における契約や財産管理を中心とした成年後見に関する条文の捉え方について解説があった。

第2部のパネルディスカッションでは、第1部の報告者に、弁護士、司法書士、社会福祉士が加わり、金融機関、医療、福祉、法律の専門職が連携して認知症高齢者を支える仕組みについて様々な意見が述べられた。

（公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート常任理事 松尾 健史）

● 私と成年後見 ●

法テラスの情報提供業務と 権利擁護の視点から

◇法テラスの情報提供業務

笠島「お電話ありがとうございます。法テラス札幌、情報提供を担当しております笠島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。本日はどのようなお問い合わせでしょうか」

相談者「地方で一人住まいをしている父親のことなんですが、自分ではお金の管理が思うようにならなくなってきたので、金銭管理などを近所に住む叔父をお願いしていたのですが、その叔父が先日亡くなり、近所には他に知り合いもいないので、どうしたらよいものかと思って電話しました」

笠島「そうでしたか、それでは、もう少し詳しくお話をお聞かせ下さい」

このように、私ども法テラスの情報提供専門職員は、電話ではもちろん面談にでもお話を聞き取り、その内容に応じた情報の提供業務を日々行っています。

全般的な問い合わせとして「金銭の借入れ」「男女・夫婦」に関するものが多いですが、親族不在、認知機能の低下、今後の予備知識、消費者被害、虐待等々、様々な背景から成年後見制度・任意後見制度を紹介する件数も一定程度あります。

相談者内訳は、当事者や家族に加え、生活福祉事務所、地域包括支援センター、福祉関連施設・事業所、医療機関の専門職員からも少なくありません。

ここで具体的な相談内容の一部を挙げてみます。

- ・入院中の患者が在宅での生活を望んでいるが、病院関係者としては退院後の金銭管理を不安視している。
- ・80歳代の夫婦で補い合って生活しているが、どちらかが死亡した場合、金銭管理が不安。
- ・義母を介護しているが認知機能が低下してきて

おり、自分が物盗られ妄想の対象となっている。

- ・支援対象者が認知症の診断を受けた。この度、多数の債務が発覚した。

このほか、問い合わせ内容は別件でも、話をよくよく聞いていくうちに成年後見制度の紹介となる事案もあります。

◇権利擁護の視点

法テラスを利用される方の大半ははじめての方です。不安に思い、その内容から誰にも相談できず日常生活において支障をきたしている方もおり、問い合わせの際には主訴の整理が困難な状況に陥っている方もいます。

私ども情報提供専門職員はあくまでも情報提供が第一義的な業務なのですが、まずは利用される方と共に話を整理しつつ、権利が侵害されていないか、自らの権利を自ら守ることができない状況に陥っていないかなど、出来るだけ丁寧な聞き取りを行うことを大切にしているところです。

◇今後への期待

法テラスでは、平成30年1月24日より、弁護士・司法書士による出張相談『特定援助対象者法律相談制度』を開始しています。

本制度は、認知機能が十分ではないため、自己の権利の実現が妨げられているおそれのある方に対し、資力に関わらずご利用いただけるものです（※対象者が有資力者の場合は法律相談料を対象者にご負担いただきます）。

福祉関係機関等の支援者を介してお申込みいただけますので、利用対象者の権利侵害を解消する制度として、ご活用いただけると幸いです。

（日本司法支援センター（法テラス）

札幌地方事務所情報提供専門職員・
社会福祉士 笠島 直子）

判例研究

判例研究委員会

■専門職後見人からの預金払戻請求に応じなかった金融機関の履行遅滞責任が認められた事例（福岡高裁平成27年2月12日判決・判時2260号52頁（確定））

〔事案の概要〕

X（控訴人）は、後見開始決定を受け、母親Aが「親族後見人」として選任された後、弁護士Bが「専門職後見人」として追加選任され、Aは、Xの「身上監護に関する事務」を、Bは、Xの「身上監護に関する事務以外の事務」についてそれぞれ分掌する旨が定められた（熊本家裁天草支審平成25年11月6日（確定））。BはXの法定代理人として、XがY（信用金庫）に保有する普通預金及び定期預金の払戻請求を通帳及び届出の印章を所持しないまま行った。これは、AがBへの通帳の引渡しを拒絶したことによる。家裁支部も、「Bの追加選任に伴い、Aの財産管理権限は失われ、当該権限は、専門職後見人Bに専属している」旨、Yに平成26年2月4日付「書面」（以下、「本件書面」という）で通知する等したにもかかわらず、Yは、払戻請求に応じなかった。

そこで、XはYに対して、①本件各預金口座残高合計額の支払いと②各預金の支払い済みまでの遅延損害金の支払いを求める訴えを提起した。原審（熊本地判平成26年7月18日判時2260号55頁）は、①につき認容したが、②につき棄却した。Xは、控訴した（YがXに、本件各預金残高合計額を支払ったので、①を取り下げた）。

〔判決要旨〕

原判決中控訴人敗訴部分取消し。

概ね、以下のような判断が示された。すなわち、「Xは、本件各預金の預金者であり、Aは、Xの身上監護に関する事務を、Bは、Xの身上監護に関する事務以外の事務を、それぞれ分掌すると定められている。したがって、Xの財産管理権限がBに専属することは明らかであって、本件払戻請求は、BがXの法定代理人として行ったものであるから、真の預金者によるものと認められる」と述べ、取立債務である本件各預金債務は、本件払戻請求により、いずれも履行遅滞となったと認めた（民法412条1項、3項）。

そして、本件履行遅滞の違法性の有無につき、「Yは、通帳等の提示がなくても、他の資料等によって真の預金者であることを確認することができれば、預金払戻義務を負う。そして、前記のとおり、本件払戻請求が真の預金者であるXによるものであることは、本件審判及び本件書面の内容から明らかであり、Yも、遅くとも本件書面を受領した平成26年2月5日において、これを確認できたものと認められる」等とし、Yは、本件各預金の払戻債務について、履行遅滞の責任を負い、遅延損害金の支払義務がある旨の判断を示した。

〔解説〕

身上監護には金銭の支出が伴う旨の学説等からの有力な指摘がある。専門職後見人が追加選任され、事務の分掌の定めにより、身上監護を分掌することとなる親族後見人が、以後、身上監護のための支払いをどのように行うのかなどについて、職務遂行上の不安を生じさせないようにするために、どのような分掌の定めをすることが望ましいかにつき考察する契機となりうる事案であると解しうる。

（下関市立大学教授 平山 也寸志）

◆ David English 教授 講演会 ◆

2018年10月28日(日)午後1時～4時日司連ホールにて、世界の成年後見法制分野で著名な David English ミズーリ大学教授をお招きし、スペシャル・ニーズ・トラストとアメリカの成年後見法の改正について講演いただきます。

アメリカで導入されているスペシャル・ニーズ・トラスト（福祉信託）の内容をはじめ、アメリカ合衆国統一後見保護手続改正起草委員会委員長である English 教授より、アメリカの成年後見法についての改正の動向についてもご講演をいただく予定です。日本での任意後見制度を促進させるための信託との連携や国内制度の方向性を考えるよい機会になります（講演内容や時間が変更になる場合があります。あらかじめご了承ください）。

※聴講料は、正会員・会友ともに2000円／一般4000円、先着順です。

※詳細が決まり次第、日本成年後見法学会ホームページ等でお知らせいたします。

参加申込み・お問い合わせ

事務局 FAX：03-5798-7278

E-mail：j_jaga@nifty.com

※担当者不在の場合がありますので、ファクシミリもしくはメールでご連絡いただけますと確実です。お手数をおかけいたしますが、ご協力よろしくお願い申し上げます。

◆第5回 世界成年後見大会 開催◆

2018年10月23日(火)～26日(金)韓国ソウルの SEOUL DRAGON CITY Convention Center にて、第5回世界成年後見大会が開催されます。

「Living Together with Persons with Cognitive Impairments in the Communities. (意思決定能力障害者の社会統合)」をテーマに、韓国大法院や韓国法務部、韓国後見協会が主催し、国連障害者権利委員会の委員をはじめ、人権、障害、高齢、後見などの各分野の世界的な専門家が登壇します。

詳細は、〈<http://koreanguardianship.or.kr/wcag2018/>〉をご覧ください。日本語のサイトもあります。

【日本成年後見法学会事務局】

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿 3-7-16

(株)民事法研究会内

TEL 03-5798-7239 (直) FAX 03-5798-7278

E-mail j_jaga@nifty.com

◆編集後記◆ この度の北海道の地震では、震源地は局地的なのに北海道全域が停電になるという、電力管理の甘さが露呈した事態となりました。かく言う私も、停電のため電話が通じなくなった被後見人等の安否確認に追われ、危機管理意識の甘さを痛感した次第です。(札幌より) (岩井 英典)